

3茅景み第281号
令和3年10月20日

茅ヶ崎市みどり審議会
会長 一ノ瀬 友博 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正について(諮問)

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金(以下、「緑基金」という。)については、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」において緑基金の充実策を検討すると位置付けているところですが、森林環境譲与税の設立や「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」の策定など、みどり行政を取り巻く情勢の変化により、緑基金を有効に活用することについて、見直しをする契機となっています。

そこで、緑基金の根拠となっている茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例(昭和63年条例第2号)の一部を改正することについて、別紙の改正方針等をお示ししますので、貴審議会の御意見をいただきたく、ここに諮問します。

(事務担当 都市部景観みどり課みどり担当)

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の改正方針等について

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金(以下「緑基金」という。)については、開発行為等により年々減少する市内の緑地を、市が取得する必要があると判断した場合、その原資として充てることを主な目的として、昭和63年3月に「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例」(以下、「条例」という。)の制定により、設立したところですが、緑基金を有効に活用し、みどり行政を着実に推進させることができるよう、条例の一部を改正します。

1 改正方針

現行条例の条文	方針
茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例 (目的及び設置) 第1条 この条例は、 <u>本市に存する緑地を市民共有の財産として保全するため</u> 、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金(以下「基金」という。)を設置し、その管理及び処分について、必要な事項を定めることを目的とする。	・題名の漢字表記の「緑」をひらがな表記の「みどり」に改める。 ・第5条の改正に伴い、緑地を市民共有の財産として保全することを包含する目的に改める。
(積立て) 第2条 基金として積立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。 (1) 予算で定める積立金 (2) 基金の趣旨に添う寄付金 (3) 基金の運用から生ずる収益金	改正せず。
(管理) 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。	改正せず。
(繰替運用) 第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。	改正せず。

<p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 良好な自然環境を形成している緑地の取得費に充てるとき。</p> <p>(2) 取得した緑地の維持管理費に充てるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・号を加えることによって、基金の用途範囲を拡大する。 ・「緑地」の定義を再考する。 ・第1号及び第2号に規定されている緑地の取得費及び維持管理費について、想定する用途を勘案し、文言の整理を行う。
<p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>改正せず。</p>

2 他団体の都市緑化基金の状況

(1) 他団体の都市緑化基金の用途の状況

本市の基金と類似している都市緑化基金を設置している団体(市町村のみ)は、全国で262 団体あり、首都圏をはじめとした大都市圏に集中しており、東京都が35団体、神奈川県と埼玉県が28団体、大阪府が26団体、愛知県が12団体となっている。

その用途の内訳は、表1のとおりで、本市と同様に緑地の買入れに充てている団体は55団体である。

【表 1 都市緑化基金の用途】

区分	内容	団体数
樹木保全	都市の美観風致保全のための老樹や巨木、樹林地等の保全に対する助成	127
緑化助成	屋上緑化や壁面緑化、生垣設置など、民有地の緑化に対する助成	83
資材配布	種苗、肥料、プランター等の緑化資材の配布	79
普及啓発	都市緑化の推進や緑地保全を図るためのイベント、人材育成のための講習会の開催、緑化等に関するガイドブック等の配布	93
活動支援	市民グループや NPO 法人等が行う緑化活動等に対する助成	72
緑地買入	緑地の買入れに充当	55

(2) 都市緑化基金の条文構成の比較

各団体の条文構成を比較したところ、次のアからウの3つに分類できる。改正の際には、3分類のうちから条文構成を選択することになるが、現行の条例は、「イ 各号列記型」を採用している。

また、条文構成によっては、今後、用途を拡充するときの手続きの自由度に幅がある。条文構成の特徴と、用途の自由度の幅を比較したものは、表2のとおりである。

ア 目的規定型

条例の頭となる条(第1条や第2条)に基金の設置する目的を規定し、用途に関する規定には、目的を達成する場合に限り処分できると規定しているもの。

(設置及び目的)

第1条 本市の良好な自然環境を保全し、あわせて緑化の推進を図る事業を行うため、A市みどり基金を設置する。

(処分)

第7条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要が生じた場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

イ 各号列記型

条例の頭となる条(第1条や第2条)に基金の設置する目的を規定し、その用途を別の条において各号列記により規定しているもの。

(目的及び設置)

第1条 本市に残された緑地を市民共有の財産として保全するとともに、緑化の推進を図るため、B市みどり基金を設置する。

(処分)

第5条 基金は、次に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、当該基金が運用から生じた収益金の範囲内でこれを処分することができる。

(1) 緑地(樹林地、草地若しくはこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。)の適正な保全を図るために必要な土地の取得及び調査

(2) 緑の保全及び緑化に係る啓発活動

(3) 取得した土地の維持管理

ウ 規則委任型

基金の用途を規則に委任しているもの。

C市みどり基金条例

(設置)

第2条 C市と市民が一体となつて推進する緑豊かな都市づくりに係る事業の経費に充てるため、C市みどり基金を設置する。

<p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、第2条に規定する経費に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上してその一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>C 市みどり基金条例施行規則</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 条例第2条に規定する緑豊かな都市づくりに係る事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 緑化思想の普及及び啓発に関する事業</p> <p>(2) 緑化の推進に関する事業</p> <p>(3) 樹木及び樹林の保存並びに緑地等の保全に関する事業</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、みどり基金の設置目的の達成のため市長が必要と認める事業</p>

【表 2 条文構成の比較】

ア 目的規定型	イ 各号列記型	ウ 規則委任型
<p>特徴</p> <p>条例の頭となる条(第1条や第2条)に基金の設置する目的を規定し、用途に関する規定には、目的を達成する場合に限り処分できると規定しているもの。</p>	<p>特徴</p> <p>条例の頭となる条(第1条や第2条)に基金の設置する目的を規定し、その用途を別の条において各号列記により規定しているもの。</p>	<p>特徴</p> <p>基金の用途を規則に委任しているもの。</p>
<p>用途の自由度 高</p> <p>その理由</p> <p>基金の目的に合致していることを前提として、予算編成時に所管課の裁量により基金を取り崩すことができる。</p>	<p>用途の自由度 低</p> <p>その理由</p> <p>条例に列挙された事業に対してのみ、基金を取り崩すことが認められているので、予算編成時の所管課の裁量は少ない。</p> <p>また、用途を拡大するときは、条例改正が必要。</p>	<p>用途の自由度 中</p> <p>その理由</p> <p>規則に列挙された事業に対してのみ、基金を取り崩すことが認められているので、予算編成時の所管課の裁量は少ない。ただし、用途を拡大するときは、規則の一部改正が必要。</p>

3 拡大する基金の用途

今般の改正は、「茅ヶ崎市自然環境評価調査¹」のほか、みどり行政を推進する上で基礎となる重要な調査及び研究に係る事業に基金を充てることができるようにする。

¹ 自然環境評価調査= 都市化や土地利用の変化などにより市内の自然環境が悪化している中で、市内の自然環境の保全・再生の必要性が高まっている。しかし、自然環境の観点から市内のどこが重要で優先的に保全すべき場所か、客観的な「ものさし」が無かった。そこで、だれもが客観的に理解できる分かりやすいものであると同時に、今後の市の自然環境保全施策の立案・実施に役立つ「ものさし」を作るための調査。概ね5年に一度実施しており、平成15年度以降、1回の調査に3年をかけ、3回実施している。直近の調査は27年度から29年度にかけて実施した。

同調査の結果は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」を改正するときの基礎資料であり、かつ、数値目標となる。また、関連する施策が多く位置づけられている「環境基本計画」の指標としても位置づけられている。同調査が実施されない場合は、本市の環境及びみどりに関する分野の施策が停滞してしまう懸念がある。

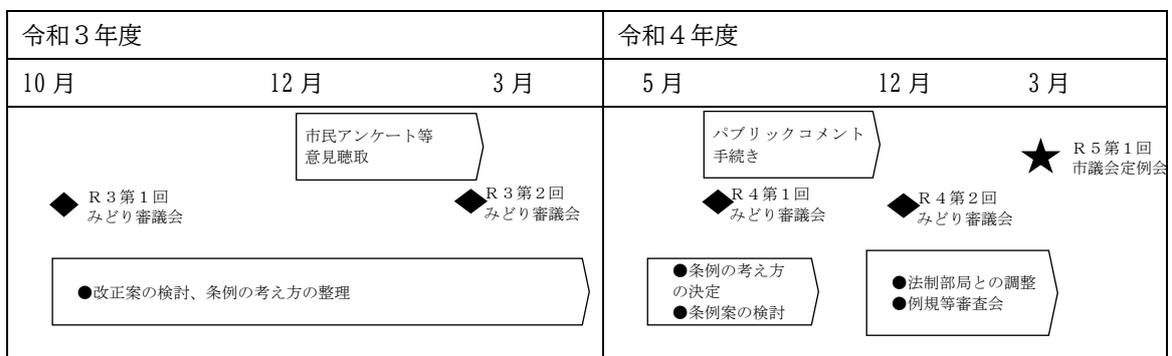
また、今般の改正により、同調査の費用に基金を必ず充てるというものではなく、一般財源による費用の確保が困難である場合に、基金を充てることができるようにするための改正である。

4 改正スケジュール

令和4年度末までに条例を改正する。

また、改正作業の過程において、改正案が柔らかい段階から市民から意見を聴取し、条例の考え方がまとまった時点で、パブリックコメント手続きを実施する。

【改正スケジュールのイメージ】



以上